

環境影響評価指針の一部改正について
中間取りまとめ（案）

令和 8 年 月 日

愛知県環境影響評価審査会

はじめに

愛知県における環境影響評価制度は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）及び愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号。以下「条例」という。）の一体的な運用により形成されているところである。

こうした中、法の施行から四半世紀以上が経過し、環境影響評価手続の対象となる工作物についても建替えの時期を迎える事業が生じている。

既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、同一又は近接区域に当該既存工作物と同種の工作物を新設する事業（以下「建替事業」という。）については、建替え前後で工作物の位置や規模が大きく変わらないことから、国は、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）において行う位置、規模等に関する複数案の設定を不要とするなどの改正法を令和 7 年 6 月に公布した。これにより、建替事業に係る配慮書（以下「建替配慮書」という。）においては、既存事業に係る環境影響に関する情報を活用して、建替え後の事業における環境の保全のための配慮の内容を記載することとなり、効果的かつ効率的な環境影響評価につながるものとされている。

愛知県では、本改正を受け、令和 8 年 3 月に条例を改正し、同様の規定を盛り込んだところである。改正条例の施行に当たっては、条例に基づく建替配慮書の作成に必要な調査、予測及び評価の考え方並びに記載事項について、環境影響評価が科学的知見に基づき適切に行われるために策定されている環境影響評価指針（平成 11 年愛知県告示第 445 号）に定める必要がある。このため、令和 8 年 7 月 31 日に知事から「環境影響評価指針の一部改正について」愛知県環境影響評価審査会に諮問がなされた。

これまでに、愛知県環境影響評価審査会においては 2 回の審議を行ってきた。今後、答申を取りまとめるに当たっては、広く県民の方々の意見をお聞きする必要があると考え、このたび、これまでの審議の結果を「中間取りまとめ（案）」として公表することとした。

1 環境影響評価指針の改正の概要

（１）位置等に関する複数案の設定（現指針第 4）

配慮書においては、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置、規模等に関して複数案から一案に絞り込むプロセスの一つとして環境面の検討を行うものであり、原則として複数案の設定を行うこととしている。

建替配慮書においては、新設の事業と比較して位置、規模、構造、配置が明確であることから、法と同様に複数案を設定することを要しないこととするのが適当である。

(2) 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握（現指針第5）

配慮書においては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえた上で、重大な影響のおそれのある環境要素を影響要因の区分ごとに計画段階配慮事項として選定することとしている。そのため、配慮書事業者は、地域特性に関する情報として、自然的状況及び社会的状況を入手可能な最新の文献その他の資料から情報を収集することとしている。

建替配慮書においては、建替事業であることから、既存工作物と新設工作物との差異を含む建替事業の内容に関する情報を把握することが適当である。

また、既存事業に係る情報を建替事業の環境影響の調査、予測及び評価に活用することができることから、環境影響評価法又は愛知県環境影響評価条例に基づく事後調査結果及び環境監視結果、事業者による自主的な調査結果等、既存工作物による環境影響に関する情報を整理することが適当である。この場合において、必要な情報が得られないときは、入手可能な最新の文献その他の資料から情報を収集することが適当である。

(3) 計画段階配慮事項の選定（現指針第6）

配慮書においては、計画段階配慮事項を選定するに当たって、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）により重大な影響を受けるおそれのある環境要素（大気質、水質、動物、植物等）を選定することとしている。

建替配慮書においては、既存工作物と新設工作物との差異を含む建替事業の内容を踏まえた影響要因により、影響を受けるおそれのある環境要素を選定することが適当である。

(4) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（現指針第7）

配慮書においては、計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法の選定に当たり、環境要素ごとに留意すべき事項を規定している。

建替配慮書においても、同様に留意すべき事項を規定することが適当である。

(5) 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法（現指針第8）

配慮書においては、選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は自然的状況及び社会的状況を入手可能な最新の文献その他の資料から情報を収集することとしている。

建替配慮書においては、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲で、既存工作物によって現に生じている環境影響に関する情報を、事後調査

結果及び環境監視結果、事業者による自主的な調査結果等から収集し、必要な情報が得られない場合は、入手可能な最新の文献その他の資料から情報を収集することが適当である。

(6) 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法（現指針第9）

配慮書においては、環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うこととしている。

建替配慮書においては、既存工作物による環境影響に関する情報を踏まえて環境配慮の方針を検討し、当該方針を踏まえた建替事業による環境影響について、既存工作物による環境影響と比較すること等により、環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うことが適当である。

(7) 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法（現指針第10）

配慮書においては、複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度の整理・比較により行うこととしており、複数案が設定されていない場合は、選定事項に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかを評価することとしている。また、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合性が図られているか否かについて検討することとしている。なお、配慮書は、複数案の設定を原則としている。

建替配慮書においては、配慮書において複数案が設定されていない場合と同様に、選定事項に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかを評価することが適当である。

なお、この場合において、配慮書と同様に、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合性が図られているか否かについて検討することが適当である。

愛知県環境影響評価審査会における審議経過

開催年月日等	審議事項
諮問 令和8年7月31日	○ 「環境影響評価指針の一部改正について」知事からの諮問
第1回 令和8年7月31日	○ 環境影響評価指針の一部改正について
第2回 令和8年10月16日	○ 「環境影響評価指針の一部改正について」（中間取りまとめ）
パブリック・コメント 令和8年10月下旬 ～令和8年11月下旬（予定）	○ 「環境影響評価指針の一部改正について」（中間取りまとめ）に対する県民意見の募集について

愛知県環境影響評価審査会委員

阿部 順子	梶山女学園大学生生活科学部准教授
市野 良一	名古屋大学大学院工学研究科教授
伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
鵜飼 真貴子	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
岡村 聖	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
長田 和雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
小野 悠	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
○神谷 浩二	岐阜大学工学部教授
北村 亘	東京都市大学環境学部教授
佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
庄子 晶子	名古屋大学大学院環境学研究科教授
須山 知香	岐阜大学教育学部准教授
龍田 建次	愛知学泉大学家政学部教授
塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
内藤 久雄	金城学院大学生活環境学部教授
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
◎中山 恵子	中京大学経済学部教授
檜崎 友子	名城大学農学部准教授
廣岡 佳弥子	岐阜大学環境社会共生体研究センター准教授
丸山 康司	名古屋大学大学院環境学研究科教授
横田 久里子	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
義家 亮	岐阜大学工学部教授
渡邊 幹男	愛知教育大学自然科学系教授

◎会長 ○会長代理

(敬称略、五十音順)